平成３０年５月

**【「はがき」による「架空請求」、再び！】**

**【相談】**

私あてに「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが今日届いた。管理番号や問い合わせ窓口の電話番号が書いてあり、訴訟取り下げ期日が明日になっている。身に覚えがないがどうすればよいか。（６０代女性）

**【アドバイス】**

これは架空請求はがきです。無視しましょう。十数年前このようなはがきが、多くの人に送り付けられ社会問題となりましたが、昨年ごろから再び同様の相談が急増しています。特徴として５０代以上の女性に多く届いているようです。

　はがきには「契約不履行で訴状が提出されました。連絡がない場合は、給与、動産、不動産の差し押さえを執行します。裁判取り下げの相談に関してはお気軽にお問い合わせください」とあり、問い合わせ窓口の電話番号も書いてあります。発信者の名前に法務省などの国の機関や訴訟関連と思わせるものを使っていますが、実在しない機関です。

　消費者センターには「慌てて書かれていた問い合わせ窓口に電話をかけてしまった。個人情報とはがきに書かれた管理番号を伝えたところ、未払い金がいろいろあると言われた。弁護士を名乗る者を紹介され、コンビニでプリペイドカードを購入し、その裏の番号を伝えるようにという指示があった」というご相談もありました。

　このような場合、相手にカードの番号を伝えてしまうとそのカードの金額がすぐに相手に渡ってしまい、被害回復は非常に困難になります。

　さらに最近では、より本物に見えるよう、はがきに個人情報を隠すための保護シールが貼られたものも出てきています。

　「訴訟」「差し押さえ」などの言葉が使われると、不安になりますが、訴訟関係の通知がはがきで届くことはありません。身に覚えのない内容であれば無視してください。

　そのほか、不安なことがあればお近くの消費生活相談窓口などにご相談ください。

**…………………………**

**消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）**